

一般社団法人日本登録支援機関協会 定款

令和 3年 1月 27日 作成

令和 年 月 日 公証人認証

令和 年 月 日 会社成立

# 一般社団法人日本登録支援機関協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本登録支援機関協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、登録支援機関が、特定技能外国人の特定所属機関（受入れ企業）からの委託を受け、支援計画の作成、実施をする場合の実務支援及び情報提供を行うとともに、適法かつ適正な委託業務を行う登録支援機関の全国的な集団を形成し新たな在留資格である特定技能の正しい普及を推進し外国人労働者との共生を実現することを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 特定技能制度に関する教育研修講座の企画、実施並びにコンサルタント業務
- 2 登録支援機関の紹介業務
- 3 登録支援機関の開業支援業務
- 4 登録支援機関の人材に関する研修及び資格付与事業
- 5 外国人労働者の雇用団体の認定及び表彰事業
- 6 外国人労働者を紹介又は送り出す海外の機関の情報提供及び格付け事業
- 7 外国人労働者を送り出す諸外国への啓蒙活動及び相談事業
- 8 外国人に対する国内外の留学先の紹介並びに留学手続きの代行業務
- 9 外国人労働者のインターンシップ事業
- 10 外国人労働者に対する金銭の貸付、債務の保証、クレジットカード業及び代金前払方式の磁気カードの発行及び販売業務
- 11 外国人の賃貸住宅等の情報提供及び入居者の保証人受託業務
- 12 外国人労働者の緊急を要する人道的支援に関する事業
- 13 外国人労働者に関する国及び地方自治体等の政策についての諸問題に関する総合的な研究調査及び政策提言
- 14 外国人技能実習生受入に関する各業務の請負業務

- 15 日本語及び外国語教育に関する業務
- 16 外国人に対する日本語教室の経営業務
- 17 外国人労働者に対するカウンセリング及び苦情受付業務
- 18 外国人労働者に対する就職支援事業
- 19 日本語教師の紹介、派遣業務
- 20 外国人労働者の事故処理等の業務
- 21 外国人に関する墓地や埋葬に関する相談及び情報提供事業
- 22 通訳・翻訳業務の受託事業
- 23 在留資格取得のための情報提供及び相談業務
- 24 会報、出版物及び教材の発行業務
- 25 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務
- 26 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋、管理及び運用業務
- 27 各種旅行の企画、立案及び販売並びに旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
- 28 労働者派遣事業、有料職業紹介事業並びに人材の職業適性能力開発のための研修、指導及び教育事業
- 29 日本人及び外国人との文化・教育交流の企画あっせん事業
- 30 会員の人材採用、給与計算、福利厚生、研修等人事に関する事務の受託事業
- 31 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社員及び会員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 一般会員 当法人が行うサービスの提供・利用を主とする個人又は団体
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 一般会員は、社員総会において別に定める入会金及び一般会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の義務を1年以上履行しなかったとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 死亡し、又は解散したとき。

### 第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を

作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上9名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(名誉会長及び顧問)

第26条 当法人に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定め、た上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。
- 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第28条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度と

して、理事会の決議により、免除することができる。

## 第5章 理事会

### (構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

### (招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

### (議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

### (決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### (報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。



(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第6章 基金

(基金の拠出等)

第37条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第7章 計算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書  
2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第41条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 附 則

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年1月31日までとする。

(設立時の役員)

第46条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	竹島 美香子
設立時理事	岸田 武雄
設立時理事	天野 正幸

設立時理事 井崎 忠弘  
設立時代表理事 竹島 美香子  
設立時監事 中山 信幸

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第47条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢361番地1  
          レクセルプラッツァみずほ台106号

設立時社員 竹島 美香子

住 所 東京都中野区東中野1丁目52番2-401号  
設立時社員 岸田 武雄

住 所 埼玉県久喜市久喜東2丁目14番13号  
設立時社員 天野 正幸

住 所 東京都板橋区板橋二丁目23番6-402号  
          第3コーポタナカ  
設立時社員 井崎 忠弘

住 所 埼玉県さいたま市浦和区北浦和1丁目13番1-303号  
設立時社員 中山 信幸

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本登録支援機関協会設立のため、設立時社員竹島 美香子 外4名の定款作成代理人である行政書士 井崎忠弘は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和3年1月27日

設立時社員 竹島 美香子  
設立時社員 岸田 武雄

設立時社員	天野 正幸
設立時社員	井崎 忠弘
設立時社員	中山 信幸

上記設立時社員 5名の定款作成代理人  
行政書士 井崎忠弘